

第6部 備蓄・輸送対策

対策の基本的な考え方

災害時において、被災者である区民に必要な物資を継続的に供給していく必要があることから、ここでは区が都等と連携して行う物資の備蓄、拠点（倉庫や地域内輸送拠点等）整備、円滑な輸送を行うための実施体制等について定める。

【用語の定義】

①アルファ化米

炊飯したり、蒸したりしたごはんを乾燥させた米のことをいう。水やお湯で戻して食べる。

②広域輸送基地

都が他県等から輸送される物資を受入れ、一時保管、地域内輸送拠点への積み替えなどをする場所のことをいう。トラックターミナル、埠頭、空港などが候補地となる。

③地域内輸送拠点

区が避難所等へ食糧、生活用品を輸送するための仕分け、一時保管機能を持つ場所のことをいう。

④分散備蓄

区内5地区（品川・大崎・大井・荏原・八潮）ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所および災害対策備蓄倉庫（地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫）に分散して備蓄することをいう。

⑤応急給水

災害時に断水した場合、区内の給水拠点（応急給水槽等）から飲料水を避難者等に提供することをいう。

【 現在の取組み状況 】

①備蓄物資対策関連

- 都と連携して、避難所生活者に対する備蓄物資3日分を確保済
- 地区単位で必要な備蓄量を確保する分散備蓄計画を策定・推進
- 区民への備蓄に関する啓発を、区ホームページや各種防災訓練を通じて実施
- 米穀、副食品、生活用品等物資の調達について、あらかじめ業界団体等と協定を締結

②輸送対策関連

- 東京都トラック協会品川支部と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部とそれぞれ車両の優先供給に関する協定を締結

【 課題 】

①備蓄物資対策関連

- 食糧および生活用品、飲料水等の円滑な供給
- 食物アレルギー患者にも対応した物資の確保等、多様な避難者へ対応した備蓄物資の確保
- 在宅避難者等（自宅生活・テント泊・車中泊者等）への物資の供給

②輸送対策関連

- 物資の継続的な輸送に向けた体制・手段等の確保（関係機関との連携体制構築、輸送車両および燃料の確保、効率的な受入・荷さばき方法の確立等）

【 対策の方向性 】

①備蓄物資対策関連

- 物資調達体制の充実（事業者と連携した強固な調達体制の構築、食物アレルギー対応物資の充実等）
- 備蓄倉庫および輸送拠点の整備（支援物資等の荷さばき機能の強化、分散備蓄の推進等）
- 避難者のうち、避難所以外で生活する人の把握および食糧供給に係る計画の立案

②輸送対策関連

- 輸送に係る体制・手段等の整備（物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築等）

各対策の要点

予
防
対
策

対策1 備蓄物資等の確保

第1 食糧および生活用品等の確保

- 区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性の視点等を念頭に、内容の充実、見直しを図る。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の確保

- 災害時における断水期間に必要な飲料水および生活用水の確保について、都との相互協力体制のもと、応急給水用資器材の配備および応急給水槽による飲料水の確保を行う。

第3 備蓄倉庫の整備

- 区内5地区（品川・大崎・大井・荏原・八潮）ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所および災害対策備蓄倉庫（地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫）に分散して備蓄する。
- 区民避難所で物資が不足した際の迅速な供給体制を構築するとともに、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- 新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

対策2 物流体制の整備

第1 関係機関と連携した輸送体制の整備

- 民間の事業者の積極的な活用を念頭に、災害時に調達可能な輸送体制を平常時から構築する。
- 災害時における関係機関との連携を円滑に行うために、物資輸送マニュアル等を作成し、都、区、関係機関の役割分担を明確にする。

第2 輸送車両等の確保

- 輸送車両は、区有車両を優先して使用するほか、関係機関等を通じた輸送車両の確保ができる体制を整える。
- 陸上輸送が困難な場合を想定し、防災船着場やヘリポートを活用した輸送ができる体制を整える。

第3 燃料の確保

- 施設における非常用発電機や輸送車両のための燃料を確保するため、施設における燃料備蓄量の定期確認や区有車両について常時一定量の燃料を給油しておく等の対応を進める。
- 関係団体との協定締結等により、円滑な燃料供給に向けた対応確認、訓練実施等の対策を進める。

対策1 備蓄物資等の供給

第1 備蓄物資の供給

- 避難所運営会議との連携を図り地域内での避難者数を早期に把握し、物資供給に係る計画を立案する等により、適切・迅速な物資供給を行う。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の供給

- 給水拠点での応急給水を基本とし、病院や福祉施設等から緊急要請があった場合には、車両輸送による応急給水を行う。また、給水状況や区民の避難状況などを踏まえて効率的な応急給水に努める。
- 生活用水は、区立小・中学校等または義務教育学校のプールや震災対策用井戸等を活用し、供給できるよう努める。

第3 支援物資の受入れ配分調整

- 支援物資および調達物資の受入れは、都の広域輸送基地を経由し、区の地域内輸送拠点で行う。
- 大量の支援物資および調達物資の受け入れ、仕分け、配布は、ボランティアの協力を得て対応する。
- 要配慮者を考慮した物資を適切に配分するため、仕分け、配布にあたり、避難所へ相談窓口を設置する等、配慮する。

第4 寄付による支援物資の取扱い

- 区に寄付された支援物資を被災者に配分する。
- 個人による被災地への支援物資の提供は、被災地、非被災地双方の職員の負担となることから、抑制を図るよう留意した広報を行う。

対策2 輸送車両等による輸送

第1 輸送車両等による輸送

- 輸送車両として、緊急車両（区有車両、協定に基づく車両）を確保する。
- 輸送車両以外にも移動手段等で車両等が必要になるため、各部における需要・供給量を適切に把握するとともに、担当部署を定め情報を集約し、効率的な配車に努める。

第2 輸送および配布

- 食糧、生活用品、応急対策用物資等に係る人員の確保、物資の輸送・配布を区は、都と連携して実施する。

第3 燃料供給要請

- 大量の燃料確保が必要となるため、関係機関への迅速な燃料支援の要請を行う。

対策3 水・食糧・生活用品の安定供給

第1 水、食糧、生活用品等の安定供給

- 多様・変容する避難者ニーズを適切に把握するとともに、ニーズに対応した物資の確保および配布に努める。また、要配慮者や女性の視点に配慮した物資についても確保するとともに、配布方法等についても留意する。

予防対策

対応テーマ

対策1 備蓄物資等の確保

対策2 物流体制の整備

対策1 備蓄物資等の確保

【各機関の役割】

機関名	役 割
都水道局	・飲料水の確保
区	・資器材・食糧等の備蓄 ・協定締結による食糧の調達体制の確保 ・他機関からの支援による物資の確保 ・区民等への防災意識の啓発 ・応急給水用資器材の維持管理 ・備蓄倉庫の整備（分散備蓄の推進等）

【具体的な取組】

第1 食糧および生活用品等の確保

○区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性の視点等を念頭に、内容の充実、見直しを図る。

1 食糧、生活用品等の備蓄

（1）基本的な考え方

震災直後は、外部からの支援が期待できないことに加え、ライフラインの停止等により自助だけでは生活環境の維持が難しくなる。そのため、区は、震災直後の区民の生活支援に向けた備蓄物資の確保を進めている。

- ① 必要備蓄量は、都の被害想定における避難所生活者数とする。
- ② 都区間の役割分担（資料編PO）に基づき、区として被害想定 of 避難所生活者数約12万人の約1日分の備蓄物資を確保している。
- ③ 避難者から求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性などの様々なニーズに対応した物資の確保に留意する。
- ④ 備蓄物資は、主に区災害対策備蓄倉庫、民間等の備蓄倉庫および避難所となる区立小・中学校等に設置した備蓄倉庫に保管する。備蓄物資の備蓄量等については、資料編POに示す。

（2）物資種別ごとの確保の考え方

ア 食糧・飲料水の確保

- ① 主食（アルファ化米、ビスケット等）について、都区間の役割分担に基づき、区は避難所生活者の1日分を備蓄している。
- ② 食物アレルギー患者をはじめとした多様な避難者へ対応するための備蓄物資の確保に努める。
- ③ 1歳6ヶ月未満の被災乳幼児用として必要な調整粉乳については、区が最初の3日分、都が以後の4日分備蓄する。
- ④ 飲料水の確保は都の役割となっており、区は円滑な飲料水の確保に向け、応急給水用資器材の整備等に努めるとともに、給水活動の遅れに備えて区においてもペットボトル飲料水を備蓄していく。

イ 生活用品

- ① 都区間の役割分担では、生活用品の確保は都の役割とされているが、輸送の遅延に備えて区においても最低限必要な毛布等を独自に備蓄していく。なお毛布については、区内の避難所生活者12万人分の毛布を完備している。
- ② 女性や乳児の視点に配慮した物資（生理用品やおむつ等）の備蓄については、量的質的な拡充を引き続き推進していく。

ウ 応急資器材

区および防災機関は、災害時の水や燃料の不足に備え、平常時から災害応急対策活動および災害復旧に必要なろ過器、バルーン投光機等の資器材の備蓄、確保に努める。また、平常時から応急資器材の整備、点検に努める。

2 協定締結を通じた食糧の調達体制の確保

- ① 震災時には、ライフラインが停止することが予測され、避難を要しない区民に対しても食糧を提供する必要があることが考えられる。そのため、区内関係団体との協定や弁当による主食の確保に努める。
- ② 災害時における食糧の確保を行うため、昭和55年4月「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定」の締結を行った。
- ③ 平成8年3月に品川区商店街連合会と「災害時における応急物資供給に関する協定」を締結した。その他、関連協定については、資料編〇に示す。

3 他機関からの支援による物資の確保

国・他区市町村または民間事業者等からの支援により物資を確保する。支援・調達物資は、基本的には区内の地域内輸送拠点において一括して集積し、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築していく。詳細については第9部受援体制に示す。

4 区民等への備蓄に関する啓発

（1）備蓄確保に向けた周知・啓発

区は、個人、家庭の備蓄について、最低3日分、努めて1週間分をすべての区民が行っていくよう訓練や講演等を通じて周知していく。また、通常の備蓄に加え、普段の生活で購入する食糧や生活用品を少し多めに購入する「日常備蓄」の考え方を周知する。

（2）備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、粉ミルク等）は廃棄することなく、防災区民組織等が行う訓練や、小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に活用するなど、防災意識の啓発に役立てていく。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の確保

○災害時における断水期間に必要な飲料水および生活用水の確保について、都との相互協力体制のもと、応急給水用資器材の配備および応急給水槽による飲料水の確保を行う。

1 応急給水の考え方

- ① 都は、震災時の飲料水について、生命維持のため最低限必要な量である1人1日3ℓを基本とし、区民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に給水拠点を設けることを目標としている。給水拠点となる施設一覧を図表6-1に示す。

図表6-1 給水拠点となる施設一覧

施設名	使用可能水量	所在地
区立戸越公園（応急給水槽）	1,500 m ³	品川区豊町2-1-30
区立しおじ公園（応急給水槽）	1,500 m ³	品川区八潮5-6-9
都立林試の森公園（応急給水槽）	1,500 m ³	目黒区下目黒5-37
都立八潮高校(小規模応急給水槽)	100 m ³	品川区東品川3-27-22

- ② 都は、給水拠点からおおむね2km以上離れている避難場所には、浄水場、給水所等から飲料水を輸送し、その避難場所を給水拠点として応急給水を実施する。また、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によって必要と認める場合、応急仮配管および消火栓を活用して応急給水を実施する。
- ③ 震災時における都と区の役割分担は、東京都地域防災計画に基づき、応急給水槽における飲料水の確保は都が行い、応急給水用資器材の設置および被災者への給水は区が実施する。
- ④ 都との協定（給水施設の維持管理及び運用に関する協定）に基づき、応急給水についての相互協力体制を整備する。

2 給水体制の充実

- ① 都は、震災時に飲料水を提供するため、浄水場、給水所等にエンジンポンプ、応急給水栓、給水タンク等の応急給水用資器材を配備するとともに、老朽化した既設応急給水用資器材を更新する。
- ② 都は、震災時の応急給水活動を迅速かつ的確に実施するため、応急給水用資器材一式を収納する施設のない給水拠点に、専用の倉庫を設置する。
- ③ 都は、給水拠点に指定されている浄水場、給水所等において、震災時の応急給水活動をより安全かつ確実に行うため、応急給水用設備の改良を行う。応急給水用資器材の保有状況については、図表6-2に示す。

図表 6 - 2 応急給水用資器材の保有状況

(平成 29 年 8 月 1 日現在)

保管事業所	給水タンク	角形容器	応急給水栓	ホース (本)	
	1 m ³ ～3 m ³ (基)	20 ㍓ (個)	(基)	20m	5 m
南部支所	6	74	8	2	5
品川営業所	6	73	8	1	3

3 生活用水の給水に係る計画

災害時には、飲料水の他にトイレ、洗濯、風呂等に使用する生活用水の確保も重要である。そのため、区は、区内 3 箇所に震災対策用井戸を整備するとともに、区民避難所に指定している区立小・中学校等に浅井戸を整備し、プールの水とあわせ生活用水の確保に努めている(井戸やプールの水は、ろ過機により浄化し、生活用水として使用する)。震災対策用井戸の一覧を図表 6 - 3 に示す。

図表 6 - 3 震災対策用井戸

設置場所	日 量	所 在 地
西大井広場	約 300 m ³	西大井 1 - 4 - 10
戸越公園	約 170 m ³	豊町 2 - 1 - 30
荏原第一中学校	約 100 m ³	荏原 1 - 24 - 30

4 公共施設等を更新する際の雨水貯留施設の設置促進

今後、老朽化した公共施設等を更新する際は、当該施設を防災拠点として活用する必要があると判断された場合において、雨水貯留施設等の設置について検討する。

第3 備蓄体制の整備

- 区内 5 地区(品川・大崎・大井・荏原・八潮)ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所および災害対策備蓄倉庫(地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫)に分散して備蓄する。
- 区民避難所で物資が不足した際の迅速な供給体制を構築するとともに、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- 新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

1 分散備蓄の推進

(1) 基本的な考え方

- ① 区民避難所(小・中学校等)を中心として備蓄し、物資の充実に努める。
- ② 区民避難所での物資が不足した場合は、各地区内の地区備蓄倉庫(小型・中型)から輸送し、補完する。これにより、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- ③ 地区内で物資が不足した場合は、拠点備蓄倉庫(大型)や余力のある周辺の地区から物資を輸送し、補完する。

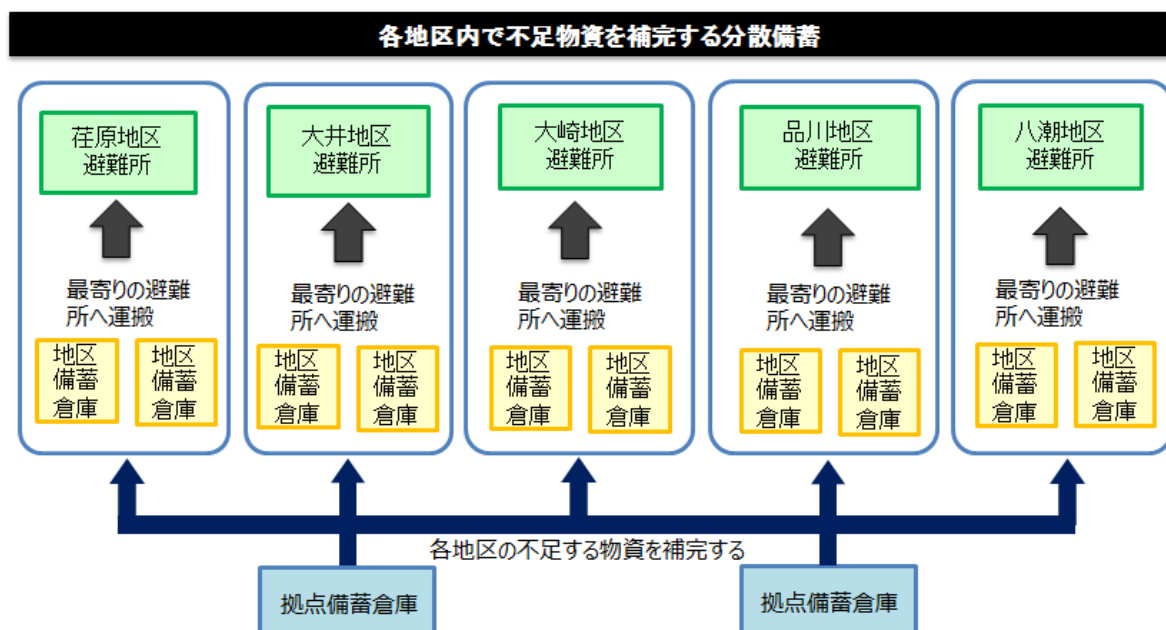
(2) 災害対策備蓄倉庫の適正配置等

区内5地区ごとに必要な備蓄量を確保するため、区内5地区に地区備蓄倉庫（小型・中型）を適正に配置・整備するとともに、拠点備蓄倉庫（大型）の整備についても推進する。

(3) 区民避難所の備蓄物資の拡充

狭あい道路が多い区内において災害発生直後は、災害対策備蓄倉庫から区民避難所への物資輸送が困難になることも想定されるため、分散備蓄の推進とともに、区民避難所の備蓄物資の量的かつ質的な拡充に努める。拡充に当たっては、区民避難所（小中学校等）の教室等を活用した新たな備蓄スペースの確保とともに既存の備蓄倉庫で収めるための物資のコンパクト化を検討する。

図表 6 - 4 分散備蓄の考え方



2 備蓄倉庫の確保

- ① 備蓄物資の保管場所として、区民避難所備蓄倉庫と災害対策備蓄倉庫を確保している。管理・運用する災害対策備蓄倉庫は、資料編〇のとおりである。
- ② 激甚災害では、通行やライフラインの遮断、物資の停止が長期化し、東京都や外部からの応援物資が大幅に遅れることも想定される。そのため、備蓄量の拡充を図るため、新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

対策2 物流体制の整備

【各機関の役割】

機関名	役 割
都	・ 輸送体制の整備 ・ 広域輸送基地の整備 ・ 船舶等の確保 ・ 栈橋の維持管理 ・ 災害時臨時離発着場の選定
区	・ 輸送体制の整備（物資輸送マニュアルの作成等） ・ 地域内輸送拠点の整備 ・ 輸送車両等の確保 ・ 燃料の確保 ・ 船舶等の確保 ・ 栈橋の維持管理 ・ 災害時臨時離発着場の選定

【具体的な取組】

第1 関係機関と連携した輸送体制の整備

- 民間事業者の積極的な活用を念頭に、災害時に調達可能な輸送体制を平常時から構築する。
- 災害時における関係機関との連携を円滑に行うために、物資輸送マニュアル等を作成し、都、区、関係機関の役割分担を明確にする。

1 輸送体制の整備

- ① 都は、発災時に円滑な物資の輸送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携し、実践的な訓練の実施等を通して応急時の輸送体制を確立する。
- ② 区は、物資輸送マニュアルを作成し、各地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から避難所等への物資輸送についての所要の手続きや関係機関の連絡窓口について明確にする。

2 地域内輸送拠点の整備

- ① 区が避難所等へ食糧および生活用品等を輸送するための仕分け・一時保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する（図表6-5）。
- ② 新たな輸送拠点として民間物流事業者等の施設の活用を検討する。また、輸送拠点の荷役は、物流量が増加すると、保管や積込み等にノウハウが必要となることから、事前に物流事業者団体等との連携を図り、物流専門家等の支援を受ける体制を構築する。

図表 6 - 5 輸送拠点

項目	内 容
広域輸送基地	・都が他県等からの支援物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を行うための拠点。トラックターミナル、埠頭、空港など。
地域内輸送拠点	・区が支援物資等の受入、配分、避難所等への輸送等を行うための拠点

第2 輸送車両等の確保

- 輸送車両は、区有車両を優先して使用するほか、関係機関等を通じた輸送車両の確保ができる体制を整える。
- 陸上輸送が困難な場合を想定し、防災船着場やヘリポートを活用した輸送ができる体制を整える。

1 区有車両等

区の災害応急対策にあたり、区有車両を優先して使用する。また、区有車両が使用できない場合でも、リヤカー等その他の輸送手段を活用できるよう準備する。

2 緊急通行車両の事前届出

区は、災害時に区有車両等を緊急通行車両として使用するために、東京都公安委員会に事前届出を行う。

事前届出は、東京都公安委員会が緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の申請手続事務の省力化および効率化を図るために行われる。東京都公安委員会は、申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行う。詳細は、「震災編第4部災害対応体制」に示す。

3 協力協定に基づく調達

- ①区は、東京都トラック協会品川支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部と車両の優先提供に関する協定を締結する等、災害時の車両確保に取り組んでいる。
- ② 災害時における車両要請の連絡手段や受入体制を構築する。

4 防災船着場等舟運の活用

- ① 道路閉塞等、陸路の活用が困難な場合の物資輸送の手段として、水上輸送を活用する。
- ② 拠点となる栈橋を適切に維持管理する。
- ③ 人員・物資の水上輸送に必要な船舶の確保や災害時の栈橋の使用等について、民間事業者等の協力を得て進める。

5 災害時臨時離着陸場候補地（ヘリポート）の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。そのため区および都は、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急空輸を考慮して、災害時臨時離着陸場候補地を選定する。

第3 燃料の確保

- 施設における非常用発電機や輸送車両のための燃料を確保するため、施設における燃料備蓄量の定期確認や区有車両について常時一定量の燃料を給油しておく等の対応を進める。
- 関係団体との協定締結等により、円滑な燃料供給に向けた対応確認、訓練実施等の対策を進める。

1 燃料の確保

- ① 区は、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の輸送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制などを定期的に確認する。
- ② 特に区有車両の燃料に関しては、すべての車両について常時一定量以上の燃料を維持するよう、給油の基本的なルールを定めている。

2 民間事業者との連携

- ① 区では、燃料の確保に当たっては、「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」（東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部、平成6年）を締結している。
- ② 東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部との間での合同防災訓練を通じた実効性の向上に努める。

応急・復旧対策

対応テーマ

- 対策1 備蓄物資等の供給
- 対策2 輸送車両等による輸送
- 対策3 飲料水・食糧・生活用品の安定供給

【応急復旧活動フロー】

応急・復旧対策		発災		
		24h	48h	72h
		初動態勢の 確立期	即時対応期	復旧対応期
備蓄物資等の供給	区	■食糧供給に係る計画立案、食糧の配布 ■生活用品の供給体制の確保、配布 ■被災者への応急給水の実施 ■応急給水槽における必要な資器材の設置 ■支援・調達物資の受入れ ■供給体制の確保、配布		
	都	■災害拠点病院等の医療機関への応急給水 ■給水所における必要な資器材の設置		
輸送車両等による輸送	区	■人員および物資の移送 ■物流業者等との連携 ■緊急車両の確保 ■燃料支援の要請		
	都	■人員および物資の移送 ■区からの要請に基づく車両のあっ旋		
飲料水・食糧・生活必需品の安定供給	区	■飲料水、食糧、生活用品等の安定供給および多様・変容するニーズへの柔軟な対応		

■：対策の開始時期の目安

対策1 備蓄物資等の供給

【各機関の役割】

機関名	役 割
都	・給水所における必要な資器材の設置 ・災害拠点病院等の医療機関への応急給水
区	・食糧供給に係る計画立案、食糧の配付 ・生活用品の供給体制の確保、配付 ・被災者への応急給水（給水拠点） ・応急給水槽における必要な資器材の設置 ・支援・調達物資の受入れ、供給体制の確保、配付

【具体的な取組】

第1 備蓄物資の供給

○避難所運営会議との連携により地域内での避難者数を早期に把握するとともに物資供給に係る計画を作成し、適切・迅速な物資供給を行う。

1 物資供給に係る計画

- ① 物資の適正な供給を目的とし、避難所ごとに避難者数を把握するとともに、避難者への物資供給に係る計画を立案する。これをもとに必要な食糧・水等を供給する。
- ② 道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、国や都からの支援・物資や調達物資、炊き出し等で対応する。
- ③ 被害の状況等により、区が備蓄する物資だけでは不足することが考えられるため、事業者等にも物資の提供について協力を呼びかける。

2 不足する物資の調達

- ① 避難者数を想定し、需要・供給状況を早期に把握し、物資調達に係る計画を立案する。
- ② 物資の調達は、協定を結んでいる関係団体や都等の関係機関に対して要請する。
- ③ 必要に応じ男女共同参画に係る支援ネットワークを活用するなどの方法も含めた物資調達に努める。

（1）調達体制

食糧や生活用品について、避難所運営会議との連携のもと避難所単位での需要・供給状況を調査するとともに、不足する場合、あるいは不足することが見込まれる場合はその調達方法について食糧調達に係る計画および、生活用品調達に係る計画を立案し、都等の関係機関に支援を要請する。

（2）食糧の調達

- ① 精米協定に基づき東京都米穀小売商業組合品川支部から精米の優先提供を受ける。
- ② 区独自の調達で不足する場合は、東京都福祉保健局に調達を要請する。

(3) 生活用品の調達

- ① 被害想定世帯数約 66,722 世帯（避難所生活者数 119,932 人に対して、平成 29 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳の世帯数／人口を乗じたもの）に対し、生活用品等の給（貸）与を行うためには、区の備蓄数量、品目で不足することが考えられる。そのため、関係業者に協力を依頼し、平素から、調達可能数の把握に努め、早急に実情を把握する。
- ② 災害救助法適用後、生活用品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を東京都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- ③ 必要に応じ男女共同参画に係る支援ネットワークを活用するなどの方法も含めた物資調達に努める。

3 給（貸）与基準

(1) 食糧の給与基準

- ① 被災者に対する炊き出しその他による食糧給与の配付基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ② ただし、この基準により難い事情がある場合は、都知事の事前承認を得て別途定めるものとする。

(2) 生活用品給（貸）与基準

- ① 被災者に対する給（貸）与基準は、災害救助法の有無にかかわらず、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ② この基準により難い事情がある場合は、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て別途定めるものとする。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の供給

- 給水拠点での応急給水を基本とし、病院や福祉施設等から緊急要請があった場合には、車両輸送による応急給水を行う。また、給水状況や区民の避難状況などを踏まえて効率的な応急給水に努める。
- 生活用水は、区立小・中学校等のプールや震災対策用井戸等を活用し、供給できるよう努める。

1 震災時の応急給水方法

(1) 給水拠点での応急給水

応急給水槽、給水所を給水拠点として応急給水を行う。

(2) 災害拠点病院等の医療機関等への応急給水

病院および福祉施設から、緊急要請があった場合は、車両輸送による応急給水について、区は都に対し速やかに要請する。

(3) 仮設給水栓等による応急給水

要請量が多量の場合、継続して給水が必要な場合など車両輸送によっては対応が困難、または車両輸送よりも効果的な対応が可能な場合は、応急仮配管、仮設給水栓による応急給水を行う。

2 給水拠点での都（水道局）との役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置および被災者への応急給水を行う^{※1}。給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材の設置を行い、区は被災者への応急給水を行う^{※2}。応急仮配管、仮設給水栓では、水道局が配管または設置を行い、区は被災者への応急給水を行う。

※1 敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を区等又は都が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から区が給水を行う。

※2 区が必要と認める場合、都へ水道管の通水状況等を確認した上で、都から区へ貸与した資器材を使用し、あらかじめ都が指定した避難所付近の指定された消火栓から、区が応急給水を行うことができる。

3 給水基準

震災時における飲料水の給水は、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3ℓを基準とする。

4 給水体制

- ① 都は、震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に関わる給水態勢を確立する。
- ② 道路が運行不能で輸送が困難な場合は、区において区民避難所に設置されている受水槽の水、また、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水および生活用水の確保に努める。
- ③ 車両輸送を必要とする災害拠点病院等の医療機関については、都は区からの要請により、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両および雇上げ車両などによって輸送する。

5 区民避難所での応急給水

区民避難所における応急給水は次の方法により実施する。

- ① 備蓄倉庫内にあるペットボトル飲料水を活用する。

- ② 避難所施設の受水槽の活用および他の区有施設の受水槽から輸送する。
- ③ 都が設置した応急給水槽から各避難所に飲料水を輸送する。
- ④ 大震災時飲料水協定により民間施設の受水槽から提供を受ける。

第3 支援物資の受入れ配分調整

- 支援物資および調達物資の受入れは、都の広域輸送基地を経由し、区の地域内輸送拠点で行う。
- 大量の支援物資および調達物資の受け入れ、仕分け、配布は、ボランティアの協力を得て対応する。
- 要配慮者を考慮した物資を適切に配分するため、仕分け、配布にあたり、避難所へ相談窓口を設置する等、配慮する。

1 物資の受入れ場所（地域内輸送拠点）

調達物資および支援物資の受入れ場所は、品川区役所庁舎、浜川中学校、品川学園、荏原平塚学園、大井競馬場駐車場の5ヶ所その他、荏原地区に1ヶ所設置する。

2 物資の仕分け等

調達物資および支援物資の受入れ、仕分け、配布は担当課で配布計画等を作成し、ボランティアの協力を得て行うこととする。

第4 寄付による支援物資の取扱い

- 区に寄付された支援物資を被災者に配分する。
- 個人による被災地への支援物資の提供は、被災地、非被災地双方の職員の負担となることから、抑制を図るよう留意した広報を行う。

- 区は、寄付による支援物資の取扱いについて、生活用品等の需給状況等を踏まえ、適宜その可否を検討・決定し、被災者へ提供するとともに、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応する。
- 個人が被災地に支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人への配送物を除き、極力抑制を図るべきとされている。そのため、個人の寄付による支援物資の取扱いの抑制に向けた適切な広報を行うよう努める。

①

対策2 輸送車両等による輸送

【各機関の役割】

機関名	役 割
都	・区からの要請に基づく車両のあっ旋 ・人員および物資の輸送
区	・緊急車両の確保 ・人員および物資の輸送 ・物流事業者との連携 ・燃料支援の要請

【具体的な取組】

第1 輸送車両等による輸送

- 輸送車両として、緊急車両（区有車両、協定に基づく車両）を確保する。
- 輸送車両以外にも移動手段等で車両等が必要になるため、各部における需要・供給量を適切に把握するとともに、担当部署を定め情報を集約し、効率的な配車に努める。

1 緊急車両の確保

原則として以下の車両を緊急車両として確保する。

- ① 区有車両（区災害対策本部が設置された場合には、すべての区有車両を応急対策活動のために使用）
- ② 協力協定に基づく車両（東京都トラック協会品川支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部との協定に基づき確保）
上記の方法によっても所要の車両が調達不能もしくは不足する場合には、都財務局へ調達のあっ旋を要請する。
- ③ 緊急通行車両の標章および確認証明書の取得

2 緊急通行車両の標章および確認証明書の取得

警視庁交通規制課長、警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等において、車両の届出済証の交付有無の確認、標章および確認証明書の交付を行う。また、交通規制対象除外車両の認定手続きについても、所定の方法に基づき実施される。詳細については、「震災編第4部災害対応体制」の定めるところによる。

区は、緊急通行車両として事前届出を行っている区有車両等の標章および確認証明書の交付申請手続きを迅速に行い、輸送車両を確保する。

3 車両の待機

- ① 災害発生のおそれがあるときは、都の災対総務部物資調達課は東京都トラック協会品川支部所属組合員に待機の依頼をする。総務部は、区各部から請求のあった場合は上記のうちから引渡し、必要によっては直ちに補充する。

- ② 区各部において待機車両を必要とするときは、総務部に請求し当該部用として待機させることができる。

4 調達料金

- ① 貨物自動車の使用料金および待機料金は平常時の契約料金を準用する。
② 乗用車および船舶の雇上料金および待機料金について、都財務局および港湾局の定める基準と均衡を失しないよう関係各機関と協議のうえ定める。

第2 輸送および配布

○食糧、生活用品、応急対策用物資等に係る人員の確保、物資の輸送・配布を区は、都と連携して実施する。

1 物資の輸送

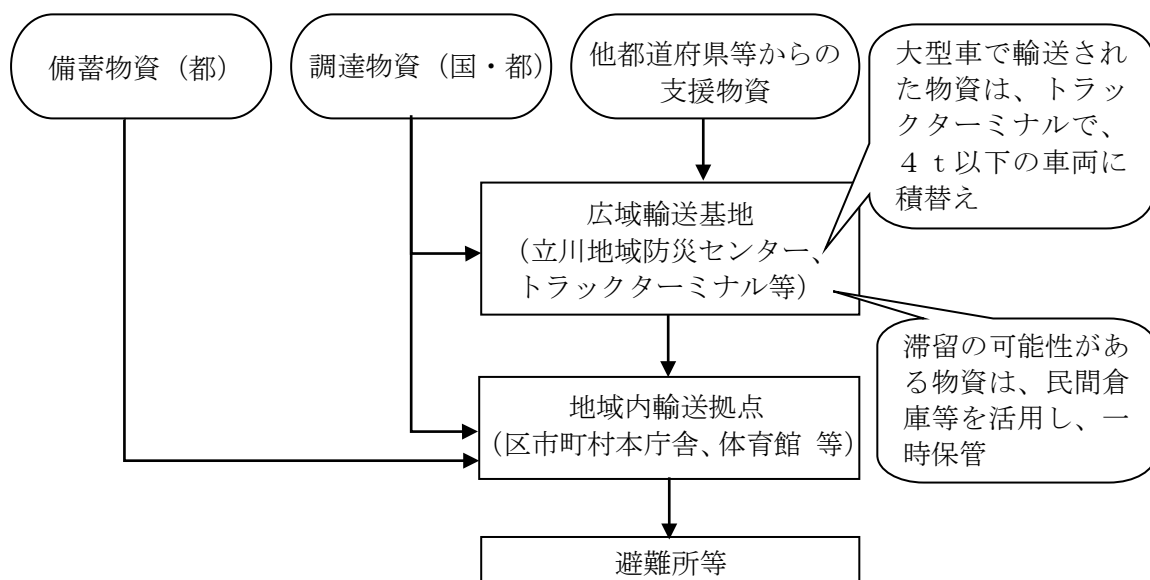
(1) 調達物資の輸送

- ① 都は、調達した食糧および生活用品等について、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
② 区は応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

(2) 他道府県等からの支援物資の輸送

- ① 他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都福祉保健局が地域内輸送拠点に輸送する。
② 区は応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

図表 6 - 6 陸上輸送に係る概念図



2 海上輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海上輸送基地の決定

- ① 陸上輸送することが困難な場合、または大量の物資が必要な場合は、被災状況や道路啓開状況を踏まえ、東京都災害対策本部が海上輸送基地を決定する。
- ② 埠頭内で物資が滞留した場合、港湾施設の上屋やヤードで一時保管後、地域内輸送拠点へ輸送する。

(2) 支援物資の輸送

東京都災害対策本部等から支援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において関係機関と調整して積極的にこれを実施する。

(3) 災害復旧資材の輸送

東京都災害対策本部等から岸壁、護岸および防波堤等が損壊し、復旧作業のために必要な資材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、その要請に応じる。

3 防災船着場の活用

区内では、目黒川沿いの東海橋に、防災船着場がある。そのほか、民間事業者の船着場、しながわ水族館裏の浮き栈橋、品川天王洲栈橋、東品川清掃作業所栈橋、五反田ふれあい水辺広場などを、防災船着場として活用する。

4 物流事業者等との連携

都は、物流事業者等と連携して、発災時において、物資対策全般を司る体制を整備する。

第3 燃料供給要請

○大量の燃料確保が必要となるため、関係機関への迅速な燃料支援の要請を行う。

○区は状況に応じて、東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部と締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、緊急車両等の燃料および区民の生活を確保するための燃料支援を要請する。

対策3 水・食糧・生活用品の安定供給

【各機関の役割】

機関名	役 割
区	・飲料水、食糧、生活用品等の安定供給および多様・変容するニーズへの柔軟な対応

【具体的な取組】

第1 水、食糧、生活用品等の安定供給

○多様・変容する避難者ニーズを適切に把握するとともに、ニーズに対応した物資の確保および配布に努める。また、要配慮者や女性の視点に配慮した物資についても確保するとともに、配布方法等についても留意する。

1 多様なニーズへの対応

- ① 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者によって必要となる物資は異なる。
- ② 区は変化していく避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保および配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、プライバシー等に配慮した物資の配布方法についても配慮する。
- ③ 都は広域的見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

2 食糧の供給

- ① 区は備蓄物資の供給や協定に基づく物資の調達を継続して実施する。ただし、区の備蓄、協定による調達物資では、物資が不足する場合、国や都、他都道府県からの支援・調達物資や炊き出し等により供給する。
- ② 震災後およそ4日目以降、国や都による支援・調達物資や炊き出しにより給食する。

3 水の安全確保

（1）飲料水の確保

- ① 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒および消毒効果の確認を行う。
- ② ライフライン復旧後、給水設備の点検および残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、区民に適正に周知する。

（2）生活水の確保

図表 6 - 7 各機関の対応内容

主体	役 割
区	避難所における対応 学校のプール、震災対策用井戸や浅井戸で確保した水を使用する。
区 民 ・ 事 業 者	事業所・家庭等における対応 汲み置き、震災対策用井戸や浅井戸、河川水等によって水を確保する。